

伊予市罹災証明書等交付要綱

平成29年7月13日

告示第91号

(趣旨)

第1条 この要綱は、被災者の復興支援に資するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第90条の2第1項の規定に基づき、災害（法第2条第1号に定める災害（火災を除く。））によって生じた被害の調査及び証明に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明書の種類)

第2条 証明書の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 罹災届出証明書 災害による住家及び非住家の被害について市長に届け出た事実を証明するもの
- (2) 罹災証明書 住家の被害に係る、第4条第2項に定める調査及び判定に基づく被害の程度を証明するもの

(罹災の届出及び証明書の交付申請)

第3条 罹災者は、証明書の交付を受けようとするときは、罹災（届出）証明申請書兼罹災届出証明書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 罹災場所を示す地図
- (2) 罹災状況を示す写真

2 前項の規定により申請書を提出する者（以下「申請者」という。）は、申請時に本人確認書類（運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）をいう。）の提示その他市長が適当と認める方法により本人であることを示さなければならない。

3 第1項の手続は、罹災者から委任された代理人が行うことができる。この場合において、次に掲げる者が代理人となるときは委任状の提出を要しない。

- (1) 罹災者と同一世帯の者
- (2) その他市長が適当と認めた者

(調査及び被害程度の判定)

第4条 市長は、前条第1項の申請があったときは、遅滞なく、申請内容に基づき被害状況の調査を実施するものとする。ただし、大規模災害の発生による影響により当該調査が実施できない場合は、できるだけ速やかに調査が実施できるよう努めなければならない。

2 前項の調査は、内閣府が定める「被害に係る住家の被害認定基準運用指針」

に基づき、災害ごとに調査及び判定を行うものとする。

(証明書の交付)

第5条 市長は、第3条第1項の規定による申請の内容を確認し、適当と認めるときは、罹災(届出)証明申請書兼罹災届出証明書(様式第1号)に証明する旨を記載し、申請者に交付するものとする。

2 市長は、第3条第1項の規定による申請の内容を確認し、適当と認めるときは、前条第2項に基づく調査及び判定を経て、申請者に対し罹災証明書(様式第2号)を交付するものとする。

(再調査)

第6条 罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された罹災の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、罹災証明に係る再調査申請書(様式第3号)により市長に対し再調査を申請することができる。

(大規模災害の特例)

第7条 市長は、大規模な災害が発生したときは、この要綱の規定にかかわらず、当該災害の罹災に係る証明書を交付することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年7月13日から施行する。